

## 環境審議会における審議状況等について

### 資料6

#### 1. 滋賀県環境審議会における審議経過

- 平成20年 6月 3日 環境審議会へ諮問  
第1回環境企画部会（現行計画の点検・評価の検討など）  
平成20年 9月 9日 第2回環境企画部会（改定計画の骨子案の検討など）  
平成20年11月21日 第3回環境企画部会（改定計画素案の検討）  
平成21年 2月 2日 第4回環境企画部会（答申案の検討）  
平成21年 2月12日 環境審議会長から知事へ答申

#### 2. 審議会委員からの主なご意見

##### （1）答申時の審議会会長からのメッセージ

計画に記載された施策を速やかに実現、具体化されたい。  
環境配慮指針を適宜改定し、効果的に活用されたい。  
県民、市町の理解を得ながら一体となって進めてほしい。

##### （2）その他、審議会委員からの主なご意見

###### 【はじめに】

マザーレイク21計画の改定作業との連携を明らかにすべき。

###### 【第1章】

私たち県民が、近畿1,400万人を支える琵琶湖の保全に取り組んでいることが示されるとよい。

特に温暖化対策などでは、県民一人当たりのデータなどがあれば、取組の促進に有効。  
県民にとっての温暖化問題の具体的な影響をできる限り示すべき。

###### 【第2章】

高齢化だけでなく、生まれてくる人(ベビー)のための視点も必要。  
基本構想と整合を図って2030年の目標設定をすることだが、2030年に目標設定することの意味づけを明確にするべき。  
温室効果ガス排出量を半減する目標は、かなり厳しいものに思う。  
温室効果ガスの削減は、国際的、全国的な合意施策と連携して進めるべき。  
2030年を目指した5年計画であるが、計画期間の5年間で到達目標も示すべき。  
温室効果ガス半減の目標が、私たちの日常生活や事業活動に具体的にどうおりてくるか示すべき。  
県民全体が環境配慮行動をとったとしても、温暖化問題が解決できるかどうか分からないという不安感がある。  
生ごみの堆肥化など、市民レベルで持っているアイデアを拾える場、システムが必要。  
外国人が増加している状況を踏まえ、環境施策でも国際化の認識が必要。

県の役割が、国と市町の間で埋没しないようにすべき。先進地情報を収集して市町に提供したり、取組を誘導することなどが県の役割ではないか。

温室効果ガスを、平成 22 年度に 9%削減、平成 25 年度に 9%を上回る削減ということでは 2030 年半減に向けての意気込みが感じられない。

地域の特色ある取組が求められる中、市町をどのように手助けするかを示しておくべき。

### 【第 3 章】

環境学習については、教育委員会と環境行政がもっと連携すべき。

「環境学習」では、児童・生徒だけでなく、県民全体を対象とすべき。

教員の中でも、環境問題への認識に差がある。

今後も厳しくなる「環境制約」に対して、企業や大学や行政が連携し、画期的な技術開発を推進すべき。

マザーレイク 21 計画見直しに併せ、流域協議会の自立した運営のための再構築が必要。

温暖化対策には、これまでの水質保全などで取り組んできた規制的手法では難しい。都市と農村が近接して存在することや、水問題での先進性など、滋賀の特性を活かした対策が求められる。

温暖化対策は、県だけでコントロールできない部分が多い。県が国に必要な対策を取るよう働きかけることを明記してはどうか。

不法投棄の監視体制について、企業と行政の連携した取組が始まっており、こうした取組を全県的に拡大すべき。

財政問題が深刻な昨今、全ての項目でより高い目標を目指すのは困難。一定程度に達したものを維持していくといった考え方も必要。

### 【第 4 章】

重点プロジェクトは、県民に直結した問題に滋賀県が率先して取り組もうとするものであり、よい構想。ぜひとも、滋賀方式を作りだし、発信してほしい。

県内の各地域での状況は異なるので、特性を活かした地域モデルのような考え方も必要。

重点プロジェクトは、いずれも具体的で取り組みそうな課題なので、県民の目に見える形で早期に推進願いたい。

### 【第 5 章】

計画の策定は、いわば企画の段階。これから 5 年間でどのように効果が上げられるか、という意味で、進行管理をしっかりとやることが重要。

### 【別冊 淡海のくらし】

未来の滋賀県を見据えて、県民、事業者がどのようなアクションをとればよいかが見える計画にしていくべき。

### 【全体】

過度に厳しい規制は企業の県外流出につながることも踏まえ、規制のあり方を考えるべき。

数値化できることだけでなく、環境学習など数値化できないことも評価されるべき。

計画策定後には、県民向けにカラーで親しみやすい概要版を作成して欲しい。

### 3. 県民、業界団体等からの意見聴取の実施状況

- (1) 平成 20 年 5 月 31 日 「地球温暖化防止活動推進員基礎研修会」：推進員 63 名
- (2) 平成 20 年 7 月 26 日 「エコアクション 21 実務者サマー研修」：企業関係者 20 名
- (3) 平成 20 年 8 月 24 日 「環境カウンセラー活動報告会」：環境カウンセラー等 20 名
- (4) 平成 20 年 8 月 31 日 「守山市家庭版エコアクションファミリー認定制度」説明会：守山市民等 20 名
- (5) 平成 20 年 9 月 30 日 湖南甲賀環境協会企画部会において環境配慮指針の意見聴取：企画部会委員等 10 名
- (6) 平成 20 年 10 月 14 日 滋賀県環境保全協会役員会において環境配慮指針の意見聴取：役員等 7 名
- (7) 平成 20 年 10 月 17 日 「日常生活における配慮指針に係るワークショップ」：環境審議会公募委員、現行計画の配慮指針の検討委員、元水環境を守る生活推進協議会委員等 10 名
- (8) 平成 20 年 11 月 24 日 「21 世紀淡海子ども未来会議」湖北地域湖上タクシーまるごと琵琶湖体験：子ども議員 37 名
- (9) 平成 20 年 11 月 27 日 計画(素案)についての市町説明会(大津、彦根)：17 市町 19 名参加、26 市町に文書による意見照会
- (10) 平成 20 年 12 月 18 日 湖南・甲賀環境協会企画部会において計画(素案)に対する意見聴取：12 名
- (11) 平成 20 年 12 月 24 日 「滋賀経済団体連合会と行政との連絡調整会議」において計画(素案)に対する意見聴取
- (12) 平成 21 年 1 月 21 日 滋賀県地球温暖化対策推進会議自動車・運輸部門会議において計画(素案)に対する意見聴取：10 名
- (13) 平成 21 年 1 月 22 日 滋賀県環境保全協会理事会において計画(素案)に対する意見聴取：24 名

### 4. 県民、事業者からの主な意見

2030 年まであと 20 年。どのように CO<sub>2</sub> を半減していくのか具体的に示すことが必要。2030 年に温室効果ガス半減することで地球温暖化は防止できるのか。もっとやるべきではないか。

連携や協力だけでなく、県民を主体とした「環境自治」の考え方を取り入れるべき。家庭の視点からみれば、県と市町が環境について似たことをやっている場合があるので、役割分担と連携が必要。

県民、事業者、行政が一緒にやろうという仕掛けが必要。特に行政の姿勢を見せることが必要。

計画の進行管理をしっかりと行うべき。

#### < 自然・気候 >

琵琶湖から田んぼへの水路確保や稚魚放流をすすめる。  
地域活性化とあわせ、ヨシの繁るまちづくりをすすめる。  
森林税をもっと有効に活用すべき。  
休耕田の活用策の検討。

#### < 産業 >

営業車を燃料電池車等のエコカーへ切り替える。  
中小企業も含め、CO<sub>2</sub>排出量の把握の義務化。  
店舗・業種毎に営業時間、稼働時間を変える取組（自動車のナンバーの末尾制限の例）。

#### < まちづくり >

自転車道を整備する。  
エコ通勤運動を推進する（ポイント化等）。  
商業地区、住居地区を近接させ、効率的な移動が可能となるようにする。

#### < くらし >

パークアンドライド、カーシェアリングの制度を構築する。  
ボランティア活動のポイント化など、楽しみながら環境保全活動に取り組めるメニューを作る。  
家庭版カーボンオフセットのシステム作り。  
家庭からのCO<sub>2</sub>排出量の見える化を進め、削減を促進する。  
琵琶湖との関わりを意識した次世代への環境教育の強化。

#### 5. 市町からの主な意見

数値指標について、県民が取り組めるものも入れてほしい。  
持続可能な滋賀社会に向かって、もっと危機感を持って実行に移していくことが大切。  
市町では対応の難しい「調査・研究」面で、県は市町と一層の連携を図ってほしい。  
太陽光発電とあわせ、電気自動車(プラグインカー)の普及にも言及できないか。  
小水力発電は、既存の水利施設の利用にとどまらず、もっと広く推進しては。